

○大府市事業提示型協働事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市事業提示型協働事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業提示型協働事業」とは、市民との協働により実施することで効果が高まるものとしてメニュー方式で提示したものから、次条に規定する団体が選択し、実施する事業をいう。

(対象団体)

第3条 事業提示型協働事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）を実施する団体は、営利を目的としないで市民活動を行う団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事務所又は活動拠点を有し、市民の自主的若しくは自発的な参加により行われる活動を市内で継続的に行っているか、又はこれから行う予定の団体であること。
- (2) 組織の運営に関する規則（規約、会則等を含む。）及び会員名簿があり、団体及び実施する事業の責任者が特定できること。
- (3) 3人以上の会員で組織していること。
- (4) 予算及び決算を適正に行っており、事業の成果報告及び会計報告ができる能力を有していること。
- (5) 当該事業を遂行できる能力又は実績を有していること。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者若しくはその候補者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員及びその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

(事業の内容)

第4条 対象事業の内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市の施策及び事業への市民の参加意識が高まるもの。
- (2) まちづくりへの市民の当事者意識が生まれるもの。
- (3) 地域課題に対する市民の理解が深まるもの。
- (4) 市や地域への愛着が深まるもの。
- (5) 市民への波及効果が高いもの。

(事業の指定)

第5条 対象事業を実施しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、大府市事業提示型協働事業指定申請書（第1号様式）を市長に提出し、市長の指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに、大府市事業提示型協働事業指定通知書（第2号様式）により、申請団体に通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条の指定を受けた団体（以下「指定団体」という。）は、指定を受けた内容に変更があった場合又は対象事業を中止する場合は、大府市事業提示型協働事業指定変更（中止）届出書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 指定団体は、対象事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は第5条第2項の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、大府市事業提示型協働事業実績報告書（第4号様式）を、市長に提出しなければならない。

(報償金の交付)

第8条 市長は、前条の実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で報償金を交付するものとする。

(報償金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により報償金の交付を受けた団体があったときは、報償金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。